

令和8年度 平塚市社会福祉協議会 支援内容一覧表

令和8年6月1日現在

財源	支援内容の名称	目的	内容等	調査時期	支給時期	対象者			備考
						生活保護受給	生計困難世帯	一般世帯	
生計困難世帯	基金※1 小・中学校入学祝金	生計困難世帯に対して、小・中学校に入学する児童生徒の入学祝金及び入学準備補助を支給	・小学校入学 30,000円 ・中学校入学 40,000円	1月	3月	×	○	×	
	基金 中学校卒業祝金	生計困難世帯に対して、中学校を卒業する生徒の進学や就職準備支援として卒業祝金を支給	・中学校卒業 20,000円	1月	3月	×	○	×	
	年末※2 小・中学校修学旅行等支度費助成金	生計困難世帯の小・中学生で修学旅行等に参加する児童生徒の旅行支度費の一部を補助	・小学6年生 5,000円 ・中学3年生 10,000円	3月	5月	×	○	×	
	基金・年末 生計困難世帯慰問金	生計困難世帯の慰問及び世帯の自立支援	・1人世帯 10,000円 ・2人以上世帯 20,000円	10月	12月	×	○	×	令和8年度から夏期と年末を12月に一括配付
遺児	年末 一般遺児激励金	一般遺児を励ますため激励金を支給することにより福祉の増進を図る	【激励金】 ・1人あたり 15,000円	10月	12月	×	○	○	<一般遺児とは> 病死や自死等で保護者と死別した子 ・18歳以下の交通遺児を除いた遺児 ・親戚等に養育されている場合は対象  <対象外> ・養子縁組がある場合 ・保護者が再婚（事実婚含）した場合
	交通遺児等福祉基金※3 交通遺児等激励金	交通遺児等を励ますため激励金を支給することにより福祉の増進を図る	【激励金】 ・1人あたり 15,000円	1月	3月	○	○	○	<交通遺児等とは> 交通事故等により保護者が死亡または重度障がいを持った子 ・18歳以下の一般遺児を除いた遺児 ・親戚等に養育されている場合は対象  <対象外> ・養子縁組がある場合 ・保護者が再婚（事実婚含）した場合
	かながわ交通遺児等支援基金 かながわ交通遺児等支援基金	◆神奈川県社会福祉協議会が窓口 <交通遺児等支援基金担当> 電話 045-312-4813  交通遺児等を励ますため見舞金・激励金を支給することにより福祉の増進を図る	◆神奈川県社会福祉協議会 「交通遺児等支援基金制度」 【激励金】 ・中学校、高等学校を卒業する遺児等 50,000円  ・小学校、中学校に入学する遺児等 50,000円  ・20歳を迎えた時 100,000円  ◆神奈川県社会福祉協議会 「交通遺児等支援基金制度」 【見舞金】 事故当時、県内に居住しており岩瀬災害見舞金の給付を受けていない交通遺児等世帯に支給（10万円）	—	3月	○	○	○	交通事故等により保護者が死亡または重度障がいを持った世帯の20歳未満（登録時）の子  ※「交通事故等」 交通事故に類する事故  ※重度障がい 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級を取得の方  ※県社協からの支援金の給付には、登録が必要です。 令和3年度から、当事者世帯が県社協へ直接申請するため、民生委員の確認が不要となりました。また、県社協が該当世帯に直接振り込みます。
高齢・障がい 基金 ねたきり高齢者等慰問品	在宅の高齢者及び障がい者で、寝たきりの方の慰問	年2回（夏期・冬期） ・尿とりパッド30枚（1パック） ・ウェットタオル70枚（1パック）	6月	8月	×	○	○	・在宅でねたきりの要介護4・5 ・在宅でねたきりの18歳以上の身体障害者手帳1・2級  <対象外> 「家族介護用品支給事業」対象者は対象外 紙おむつ等を支給／対象者が要介護5・家族全員が市県民税非課税世帯／申請先は平塚市高齢福祉課	

財源 ※1：平塚市社会福祉基金 ※2：年末たすけあい募金 ※3：平塚市社会福祉協議会交通遺児等福祉基金

【お問い合わせ】 平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域支えあい班 電話33-3100 / FAX33-6588 / メールアドレスsasaeai@hiratsukasyakyo.net  
〒254-0047 平塚市追分1-43（福祉会館内 2階）